

信濃の介護保険

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp/

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会の開催について、今年度は奇数月の開催としています。次回は9月を予定しています。日程が決まり次第、本誌に掲載しますのでご了承ください。

2 令和8年8月からの介護保険施設等における居住費の負担限度額の変更について

介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が 令和8年8月1日から変わります

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助（補足給付）を行っています。

！
令和8年8月から、第3段階①・②に該当する方について、食費が30円～60円（日額）、一部の方を除き居住費については100円（日額）引き上がります。

*食費の基準費用額についても100円（日額）引き上がります。

		基準 費用額	負担限度額（負担いただく日額）						
			第1段階	第2段階	第3段階①		第3段階②		
食費 【ショートステイの場合】		1,545円	300円 【300円】	390円 【600円】	令和8年 7月まで 650円 【1,000円】	令和8年 8月から 680円 【1,030円】	令和8年 7月まで 1,360円 【1,300円】	令和8年 8月から 1,420円 【1,360円】	
居 住 費	多 床 室	特養等	915円	0円	430円	430円	430円	430円	530円
		老健・医療院 ^{（注）}	697円	0円	430円	430円	430円	430円	530円
		老健・医療院等	437円	0円	430円	430円	430円	430円	430円
	従 来 型 個 室	特養等	1,231円	380円	480円	880円	880円	880円	980円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円
		ユニット型個室の多床室	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円
		ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円

（注）「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。）が対象。

令和8年5月29日付厚生労働省老健局介護保険計画課・老人保健課事務連絡（介護保険最新情報 Vol.1506）より抜粋

3 「介護職員処遇改善等総額」の帳票レイアウト変更について

令和8年度介護報酬改定に伴い、令和8年7月審査分（令和8年8月14日送付分）より標記帳票について下記のとおり変更となりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

①介護職員等処遇改善加算総額

「旧介護職員処遇改善加算総額」欄、「旧介護職員等特定処遇改善加算総額」欄及び「旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額」欄を削除し、「（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額」欄が新設されます。なお、サービス提供年月が令和8年6月以降の「介護職員等処遇改善加算」は、「介護職員等処遇改善加算総額」欄に計上されます。

②原案作成委託料

介護予防支援における介護職員等処遇改善加算が原案作成委託料として支払対象となる場合、委託元地域包括支援センターは「内 委託先支払分」欄、委託の居宅介護支援事業所は「原案作成委託料分」欄が新設されます。

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	1,600
介護職員等処遇改善加算総額	1,600
（内 委託先支払分	160）
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0

※ 「内 委託先支払分」には、自都道府県内の被保険者に係る原案作成委託料分を計上しています

イメージ 1
委託元地域包括支援センターの場合

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	4,160
介護職員等処遇改善加算総額	3,000
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	1,000
原案作成委託料分	160
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0

※ 「原案作成委託料分」には、同一都道府県に所在する地域包括支援センターが、原案作成委託料の支払事務を国保連合会に委託している場合、自都道府県内の被保険者に係る金額を計上しています

イメージ 2
委託先居宅介護支援事業所の場合

令和8年7月審査分の返戻等通知の送信は8月3日（月）夕方、発送は8月4日（火）を予定しております。
令和8年7月審査分の支払は8月28日（金）、令和8年8月審査分の受付締め切りは8月10日（月）です。